「どう決まるの？」 「いつ納めるの？」

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料についてお知らせします

問合せ介護福祉課介護保険係☎551・1764

「介護保険」は支え合いの制度です。介護を必要とするときに、誰もが安心してサービスを利用できるよう、保険料を納めましょう。

保険料の算定

介護保険料は、65歳以上の方から徴収する「1号介護保険料」と、40歳～64歳までの方から徴収する「2号介護保険料」の2種類があります。2号介護保険料分については、加入している医療保険（国民健康保険、社会保険など）の保険料または保険税に合算されています。

65歳以上の方は、本人及び同一世帯内の方の前年における合計所得金額に応じ、10段階（特例第4段階も設定されています。）に区分されます。年間の保険料は、表1のとおり個人ごとに決まります。

今般の保険料の見直しにおいては、税制改正に伴う介護保険料の激変緩和措置が平成20年度で終了することを受け、保険者が同水準の保険料軽減措置を講じることができるように、保険料負担第4段階で公的年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の被保険者については、第4段階よりも保険料率の低い「特例第4段階」を設定しました。

また、第4期保険料基準額は、介護報酬改定（プラス3%）に伴う保険料上昇分を、国の特別対策により、平成21年度から23年度にかけて軽減しています。その結果、福生市の保険料基準月額は80円引き下げられ、4, 289円となります。

保険料の納付

7月初めに通知書を送付します。納付方法はお手元に送付される納付書で納める「普通徴収」と、受給されている年金から天引きする「特別徴収」とがあります。

①「普通徴収」の方は…

お送りする納付書で納付していただきます。

なお①の方で口座振替を利用されている方については、額の通知のみをお送りします。

②「特別徴収」の方は‥

天引きされる額を記載した通知のみをお送りします。

③納付書と特別徴収額決定通知書の2つが同封されている方は…

平成20年度中（概ね平成21年2月末日まで）に65歳になった方や、福生市に転入された方で年金を受給されている方（平成21年4月または6月より年金天引きを開始された方及び8月より天引き開始を予定する方を除く）は平成21年7月～9月期までは普通徴収、10月以降は特別徴収となります。納付書については直接お納めください。

また、すでに4月または6月の時点で年金天引きが開始となり、仮徴収額決定通知書を受け取られた方についても、確定した保険料額決定通知書（通知のみ）をお送りします。

納付時期

普通徴収は年8回、特別徴収は年金支給月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）です。

普通徴収の納期は表2のとおりです。

表2 平成21年度介護保険料の普通徴収納期限

第1期	平成21年7月31日
第2期	平成21年8月31日
第3期	平成21年9月30日
第4期	平成21年11月2日
第5期	平成21年11月30日
第6期	平成21年12月28日
第7期	平成22年2月1日
第8期	平成22年3月1日

表1 第1号被保険者の保険料

★介護保険料の決定は、前年中の所得が対象になります。

★平成18年度から20年度において実施した「税制改正に伴う激変緩和措置」が終了したことによる保険料の上昇を抑えるため、本年度は第4段階よりも保険料率の低い「特例第4段階」を設定しました。

所得段階	対象者	保険料算定基準	今年度の保険料（年額）
第1段階	①老齢福祉年金の受給者で、世帯全員が市民税非課税の方 ②生活保護受給者	基準額×0.45	23,200円
第2段階	世帯全員が非課税で、合計所得金額と課税年金収入額との合計が80万円以下の方	基準額×0.45	23,200円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	基準額×0.70	36,000円
特例第4段階	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、合計所得金額と課税年金収入額との合計が80万円以下の方	基準額×0.85	43,800円
第4段階	本人が市民税非課税（世帯内に市民税課税者がいる場合）で、特例第4段階以外の方	基準額	51,500円
第5段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が125万円未満の方	基準額×1.10	56,600円
第6段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額×1.25	64,300円
第7段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	基準額×1.50	77,200円
第8段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.65	84,900円
第9段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	基準額×1.75	90,100円
第10段階	市民税を課税されている方で、合計所得金額が800万円以上の方	基準額×1.85	95,200円

高齢者居住支援特別対策事業について

申請時において、次の1～6のいずれにも該当する世帯（生活保護を受けている世帯は対象になりません。）に対し、居住支援特別給付金を支給します。

1 満65歳以上のひとり暮らし世帯または満65歳以上の方を含む満60歳以上の方のみの世帯

2 市内に引き続き3年以上住所を有すること

3 自らが居住する賃貸住宅（公営住宅、東京都供給公社住宅、独立行政法人都市再生機構住宅その他公的資金による住宅を除く。）を借り、その家賃（月額5，000円以上70，000円以下）を支払っていること

4 前年の収入（1月から7月までの月分の支援については前々年の収入）が生活保護法に基づく保護の基準の1・5倍以内の世帯

5 市税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などを滞納していないこと

6 他から家賃に対する公的補助を受けていないこと

給付金の額 月額5，000円（8月・12月・4月にそれぞれの前月の分までを支払います。）

申込み 市役所1階9番介護福祉課にある申請書に住宅賃貸借契約書の写し・家賃を支払っていることを確認できる書類等を添え、介護福祉課高齢福祉係☎551・1751へ。※6月30日㈫までに申請し、支援の決定を受けた方には、4月分から支給します（この場合、要件②の基準日は平成21年4月1日現在）。

～障害者の就労と地域生活を支援するために～障害者自立生活支援センター「すてっぷ」を開設

市では、7月1日から障害者の一般就労の機会の拡大と、地域での生活を支援するため、自立生活支援センター「すてっぷ」を開設します。

事業内容 ▼障害者の就労支援（職業相談、職場開拓、職場実習支援、職場定着支援など）▼障害者の相談支援（生活全般についての相談、福祉サービスの利用援助、専門機関の紹介など）

場所 福祉センター内

利用対象者 市内に居住し、一般就労を希望する方及び地域生活の中で生活支援を必要とする障害者の方

利用時間 午前8時30分～午後5時15分（祝・祭日を除く月～金曜日）

自立生活支援センター開設に向けた市民説明会を実施

日時 6月23日㈫午後2時～・25日㈭午後7時～

場所 福祉センター内研修室

問合せ 社会福祉課障害福祉係☎551・1742

ひとりで悩まず相談を！

①成年後見制度相談

日時 7月9日㈭午後2時～4時

②身近な法律相談

日時 7月13日㈪午後2時～4時

①②共通

場所 福祉センター相談室

対象 高齢者・障害者やその家族など※相談内容は秘密厳守、相談無料。

定員 先着3人（予約制）

申込み 6月22日㈪から（日曜日を除く午前8時30分～午後5時15分の間に）社会福祉協議会・成年後見センター福生☎552・5027へ。

▶第59回社会を明るくする運動◀

「犯罪や非行をした人たちの立ち直り」7月1日～31日

すべての国民が、犯罪の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

運動期間中は、福生市保護司会が中心となって活動を進めていきます。保護司とは法務大臣から委嘱（いしょく）を受け、罪を犯した人たちの更生を助けるとともに、犯罪や非行の発生を防ぐため、市内の関係団体と協力して地域の浄化に努めている方々です。地域・ＰＴＡで行なう少年非行防止のためのミニ集会などに、保護司の方々が積極的に協力しますので、お気軽にご相談ください。

重点目標 犯罪や非行をした人たちの就労支援

■7月1日㈬に福生駅、牛浜駅で啓発活動を行ないます

■7月16日㈭・17日㈮に市内を巡回して広報活動を行ないます

主催 「社会を明るくする運動」福生市実施委員会

問合せ 社会福祉課庶務・福祉計画担当☎551・1735